

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（2024年度）

作成日 2024/10/23
最終更新日 2024/10/23

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2024/10/23
国立大学法人名		国立大学法人名古屋工業大学
法人の長の氏名		小畑 誠
問い合わせ先		総務課（052-735-5000、E-mail：soumuka.kakari@adm.nitech.ac.jp）
URL		https://www.nitech.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		2024年9月26日開催の経営協議会（2024-第2回）において適合状況について説明し、2024年10月4日までの期間を設けて意見聴取を行い、審議・了承を得た。 経営協議会の意見及びその対応については、以下のとおり。 【意見①】 補充原則の1－4②にある「フォローアップすべき」に対して、「フォローアップすることを定めている」と記載されているが、実際にフォローアップしているか否かも記載すべき。 【対応①】 ご意見を踏まえ、フォローアップの実施状況について加筆・修正を行った。 【意見②】 ガバナンス・コードへの対応はしっかりできていると思われる。 ただ、コンプライアンスに関しては、ルールを決めたことは明記されているが、その実効性をどう担保するかが大切であることから、実際の成果についても触れるような記載があると望ましい。例えば、企業においてはコンプライアンスアンケートなどにより、その実効性や変化を測っていくような手法も取り入れている。 また、昨今では心理的安全性が高いかがキーになっており、某企業が研究成果として発表しているように、個人の能力よりも心理的安全性が高いチームほど生産性が高くなる。大学においても、多様性の取組もあるが、心理的安全性への取組も検討願いたい。 【対応②】 ご意見を踏まえ、教職員のコンプライアンスに対する認識や各種研修の効果を把握するなど、実効性のあるコンプライアンス体制の確保に向けた取組に努めていく。また、心理的安全性確保に向けた取組についても検討していく。
監事による確認		2024年9月17日開催の運営会議（2024-第10回）・役員会（2024-第4回）及び9月26日開催の経営協議会（2024-第2回）において適合状況について説明を行うとともに、経営協議会から提出された意見への対応も踏まえた上で打合せ（10月7日）及び書面確認を行い、本学は国立大学法人ガバナンス・コードのすべての原則を実施していることが確認・承認された。
その他の方法による確認		なし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		本学は、創設以来の経緯及び本学が有する使命を改めて明らかにするため、本学のミッションである「名古屋工業大学憲章」を策定している。 同憲章の理念を踏まえ、第 4 期中期目標期間（2022～2027年度（令和4～9年度））においては、『単なる技術開発ではなく将来像や理想の社会等を対話によって構築するコミュニケーションとしての工学の在り方を「心で工学」として追求し、ステークホルダーに寄り添い、客観的・俯瞰的な視点と様々な人々との対話によって新たな社会基盤を創出する技術者を様々な側面から育成し、また、地域産業界を牽引して「中京地域産業界との共創」による技術開発、課題解決を進めるため、世界レベルの先端研究をグローバルかつ多様な連携に基づいて推進する』ことを、本学の新たなビジョンとして位置付け、同ビジョンを具現化するための下記の 4 つの戦略と、各戦略を実現するための具体的な手段としての「戦術（取組）」を策定し、本学ホームページ上で公表している。 1. 未来社会の創造に貢献 ～地域とのパートナーシップ、研究成果の還元～ 2. ステークホルダーに寄り添う「心で工学」をベースとした教育の実践 ～未来社会を創造する豊かな文化的視点を持つ多様な人材の育成～ 3. 地域が求める世界レベルの先端研究の推進 ～地域産業界に応える科学知とイノベーションの創出～ 4. 教育・研究・社会貢献の機能を最大化する基盤づくり ～自律性と透明性あるガバナンスを確保～ また、上記のビジョン等を踏まえつつ、社会共創、教育、研究、業務運営の観点から第 4 期中期目標期間における本学の取組を整理し、中期目標・中期計画を定めるとともに、それを実現するための各年度の具体的な取組事項を定め、本学ホームページ上で公表している。 なお、ビジョン、目標・戦略等の策定に当たっては、経営協議会及びステークホルダー会議の学外委員（卒業生、企業関係者、行政関係者等）をはじめ、中京地域の企業関係者等から意見を聴取し、社会からの要請の把握に努めている。 ○名古屋工業大学憲章/nitech.ac.jp ○第4期中期目標期間のビジョン/nitech.ac.jp ○中期目標・中期計画/nitech.ac.jp ○第 4 期中期目標期間の具体的な取組事項/nitech.ac.jp
補充原則 1－2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		本学は、本学のステークホルダーから多面的に意見を聴取し、大学運営に反映させることを目的として設置したステークホルダー会議において、本学のビジョンを具現化するための戦略・取組の進捗及び達成状況に関する評価・提言を受け、その結果を踏まえ、必要に応じて総合戦略本部にて戦略・取組の見直しを行い、関係部局において教育研究活動等の改善計画を策定する体制を整備している。 第 4 期中期目標期間（2022～2027年度（令和4～9年度））のビジョンに係る各年度の戦略・取組の進捗状況、検証結果等については、毎年度ステークホルダー会議において評価・提言を受け、各戦略・取組の業務実績概要及び委員による所見を取りまとめのうえ、本学ホームページ上で公表している。 また、第 1 期から第 3 期までの中期目標・中期計画に掲げた目標・計画の進捗状況や検証結果をまとめた達成状況報告書及び各年度の業務実績書を作成し、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果とともに本学ホームページ上で公表しているが、第 4 期についても評価実施方法・スケジュールに従って公表していく予定である。 ○第4期中期目標期間のビジョン/nitech.ac.jp ○中期目標達成状況報告書等/nitech.ac.jp ○ステークホルダー会議による評価/nitech.ac.jp ○ステークホルダー会議規程/nitech.ac.jp
補充原則 1－3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制		本学は、法人の重要事項を決定する組織として役員会を、経営に関する事項を審議する組織として経営協議会を、教学に関する事項を審議する組織として教育研究評議会をそれぞれ設置し、その組織構成、審議事項等を規則に定め、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制を明確にし、ホームページにて公表している。 ○役員会規則/nitech.ac.jp ○経営協議会規則/nitech.ac.jp ○教育研究評議会規則/nitech.ac.jp

補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		本学は、望ましい教職員構成を実現し、安定的に維持していくため、長期的な展望の下で長期目標値、中期目標値を設定した総合的な人事方針として「名古屋工業大学の教職員に関する人事方針」を策定し、ホームページにて公表している。当人事方針には、教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等が含まれている。 ○名古屋工業大学の教職員に関する人事方針/nitech.ac.jp
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本学は、中期計画において、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な予算、収支計画及び資金計画を策定している。 【国立大学法人名古屋工業大学 第４期中期計画（抜粋）】 Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 ①財源の多元化、安定化のため、国や企業等との共同研究費・受託研究費、資産貸付、魅力ある人材育成事業等の受託事業等、及び寄附金により多様な収入源を確保する。 ②個人、企業等ステークホルダーへの教育研究活動の取組や成果に関する情報の発信及び事業等への賛同・参画の働きかけを強化する。 ③「中京地域産業界との共創」を基本方針とした機能強化を確実に実行するため、戦略的・重点的な配分を行う。 ○中期的な財務計画予算、収支計画及び資金計画（第４期中期計画）/nitech.ac.jp
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		本学は、財務諸表を毎年度ホームページ上で公表するほか本学に対するより一層の理解と本学構成員における財務的課題の認識を深め、より良い大学運営に資することを目的とし、財務諸表だけでは見えない財政状態と運営状況及び教育研究活動状況を分かりやすく伝えるためのレポートを作成し、公表している。また教育・研究に係る費用及び成果等についてステークホルダーを対象に報告する「教育研究活動報告会」を毎年度開催し、その資料をホームページ上で公表している。 ○事業年度別財務諸表/nitech.ac.jp ○名古屋工業大学レポート/nitech.ac.jp ○名古屋工業大学教育研究活動報告会資料/nitech.ac.jp
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		本学は、学長を補佐するポストとして、理事、副理事、副学長、学長特別補佐を置いており、法人経営の一端を担うポストを経験させるとともに、国立大学協会が実施するユニバーシティデザインワークショップ等の経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、次代の経営人材を育成している。 また、経営人材の育成に関する方針を含む「名古屋工業大学の教職員に関する人事方針」をホームページ上で公表するとともに、当該方針に基づき、本学ビジョン・戦略ごとの取組の進捗及び達成状況の評価等を通じた副学長及び学長特別補佐の業務執行状況の確認や各種研修の受講状況等の把握により、次代の経営を担う人材の確保・育成状況をフォローアップしている。 ○名古屋工業大学の教職員に関する人事方針/nitech.ac.jp
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		学長は、学科長をはじめとする学内における役職経験や、産業界・経済界、教育界、官界など外部の経験を考慮の上、理事、副理事及び副学長においては学長が定める職務を担える人材を、学長特別補佐においては学長から指示された特定の業務を担える人材を選任・配置している。加えて、非常勤の学外理事、事務局長を兼任する副理事を配置し、意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。また、経営人材の育成・確保のため、原則1-4の取組みを行っている。各補佐人材の責任・権限等はそれぞれの規則において規定しており、学長が定める担当職務・業務とともにホームページ上で公表している。 ○理事規則/nitech.ac.jp ○副理事規則/nitech.ac.jp ○副学長規則/nitech.ac.jp ○学長補佐及び学長特別補佐規則/nitech.ac.jp ○理事、副学長、学長補佐及び学長特別補佐の担当業務/nitech.ac.jp
原則２－３－１ 役員会の議事録		本学は、法人の重要事項について、運営会議等において十分な検討・討議を行った上で教育研究評議会等にて審議し、役員会に付議している。また、役員会に監事が陪席し、必要に応じて意見を聴くことで学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保している。役員会は、国立大学法人法で定める次の事項について適時かつ迅速な審議を行うために必要に応じて適宜開催し、迅速な意思決定を行っている。議事要旨は、ホームページ上で公表している。 （１） 中期目標についての意見に関する事項 （２） 法人法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 （３） 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 （４） 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 （５） その他役員会が定める重要事項 ○役員会議事要旨/nitech.ac.jp

原則 2－4－2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		本学は、民間企業、他の教育研究機関等外部の経験を有する外部理事及び副理事を登用している。また、ダイバーシティ推進センター、産学官金連携機構等においても、外部の経験を有する人材を積極的に登用し、ダイバーシティ推進担当副学長や研究推進担当副学長等と連携することによって、その経験と知見を法人経営に活用し、経営層の厚みを確保している。 理事については理事規則において、理事候補者の資格として「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。」と規定し、副理事については副理事規則において「大学の経営又は教育研究等に広くかつ高い見識を有する者」のうちから選考を行うことを規定しており、登用状況についてはホームページ上で公表している。 教員の公募の際も、文言の中に多様性を重視した教育・研究・就業環境の整備を推進すること、女性や外国人などを積極的に採用することなどを必ず盛り込んでいる。ダイバーシティ確保の状況等については中期目標の達成状況報告書等にてホームページ上で公表している。 ○理事規則/nitech.ac.jp ○副理事規則/nitech.ac.jp ○役職員/nitech.ac.jp ○教員公募案内/nitech.ac.jp ○ダイバーシティ確保の状況等（中期目標達成状況報告書）/nitech.ac.jp
補充原則 3－1－1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		経営協議会の学外委員の選任に当たっては、多様な関係者からの幅広い意見と知見を積極的に法人経営に反映させることを踏まえて、規則に「大学に関し広くかつ高い識見を有する者」と定めており、本学の卒業生、産業界・経済界（企業等の経営に高い識見を有する者）、教育界（大学経営に高い識見を有する者）、官界（国・地方自治体の政策に高い識見を有する者）、法曹界（弁護士）、その他学長が必要と認めた者から適宜選考している。 当会議の運営については、前年度中に開催日程を提示し、Web会議を組み合わせるなど学外委員が出席しやすい方策を講じている。また、学外委員が議題の内容を理解した上で会議に参加できるよう会議資料を事前に送付することで審議の活性化を図るとともに、会議では「最近の本学の取組み等」として大学のイベントや研究成果、教職員・学生等の受賞等の情報を提供することで、規則に規定されている審議事項以外でも意見交換できるよう努めている。 以上の取組みにより、産業界や関係自治体等を含む多様な関係者から法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に活かす工夫を行っている。また、学外委員からの意見を活用した事例を次年度第1回の経営協議会にて報告し、ホームページ上で公表している。 ○経営協議会規則/nitech.ac.jp ○経営協議会情報/nitech.ac.jp
補充原則 3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		学長の選考に当たって学長選考・監察会議は、当会議において定めた学長に必要とされる資質・能力に関する基準「国立大学法人名古屋工業大学学長選考基準」を踏まえ、提出のあった書類、所信表明、意向調査の結果及びヒアリング内容を総合的に判断・協議の上、最終学長候補者を決定している。このことにより、学長選考・監察会議は自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行っている。また、基準、選考結果、選考過程及び選考理由は次期学長最終候補者の決定後、直ちに記者会見を行うとともに、ホームページで公表している。 ○学長選考基準・学長選考情報/nitech.ac.jp
補充原則 3－3－1 ③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		学長の任期については、国立大学法人の中期目標期間が6年間であることを鑑み、その達成に向けて計画的な業務運営及び成果検証・改善を行うことや、任期の長期化に伴う組織の硬直化防止等の観点から、基本任期を4年とし、2年の再任を1回限り可能とする最長6年の任期としており、学長選考等規程において「学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えることができない。」と規定している。 2020年度第1回学長選考会議にて、規定されている任期は、本学のミッションを実現するために学長が安定的にリーダーシップを発揮できる適切な期間であるか、また、再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定は適切であるか審議し、現状どおりとすることが承認された。学長の任期を規定している学長選考等規程及び2020年度第1回学長選考会議議事要旨はホームページ上で公表している。 ○学長選考等規程/nitech.ac.jp ○2020年度第1回学長選考会議議事要旨/nitech.ac.jp

原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		本学は、学長選考・監察会議規則第2条において「学長の解任の申出に関する事項」を学長選考・監察会議の任務として規定しており、解任に係る詳細な手続きは学長選考等規程第16条から第21条、学長選考等実施細則第13条から第16条において定め、同規則等はホームページ上で公表している。 ○学長選考・監察会議規則/nitech.ac.jp ○学長選考等規程/nitech.ac.jp ○学長選考等実施細則/nitech.ac.jp
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		本学学長選考・監察会議は、「学長の業務執行状況の確認に関する申合せ」に基づき、就任の日から2年目及び4年目に業務執行状況の確認を実施し、その結果を学長本人に提示し、学長に対して今後の法人経営に向けた支援及び助言を行うこととしている。また、業務執行状況の確認結果についてはホームページ上で公表している。 ○学長の業務執行状況の確認に関する申合せ/nitech.ac.jp ○学長の業務執行状況の確認結果/nitech.ac.jp
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		本学は、経営協議会の学外委員及び教育研究評議会の評議員のうちからそれぞれ6名を選任し、学内外の委員同数をもって学長選考・監察会議を構成している。経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由は次のとおりであり、ホームページ上で公表している。 【経営協議会選任委員】 経営等に関し広くかつ高い識見を有し、産業界・経済界、教育界、官界、法曹界、卒業生など様々な分野から参画いただいている経営協議会の学外委員のうちから、（１）学長選考・監察会議における議論の継続性、（２）学長の業務執行状況評価の継続性、（３）各委員の専門性・知見・経験のバランス等を考慮して選任するという方針の下、経営協議会における審議において6名の委員を選任している。 【教育研究評議会選任委員】 教育研究評議会の評議員を専門性に応じた分野設定（3分野）により区分し、学長選考・監察会議には各分野からの意見を反映できるよう当該分野毎に1名を、また全分野を通じて3名を、評議員間の投票により選任することを教育研究評議会で決定し、この決定の下、評議員間の投票により6名の委員を選任している。なお、学長指名の評議員は候補者から除外している ○学長選考・監察会議委員/nitech.ac.jp
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		本学学長選考・監察会議は、2020年度第1回学長選考会議において、本学が最も経営力を発揮できる体制の在り方を検討した結果、経営と教学を分離する必要があるとの結論には達しなかったため、大学総括理事を置かないことを決定した。また、大学総括理事を置くかどうかは、大学の状況を踏まえたうえで、必要に応じて検討する。 ○2020年度第1回学長選考会議議事要旨/nitech.ac.jp
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		本学は、業務方法書第2条において、内部統制システムを整備し、継続的に見直しを図るとともに、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めることを規定している。また、同方法書第3条において、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について決定、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、モニタリングの結果報告その他必要な報告が定期的に行われることを確保することを規定している。この第3条の規定の下、「内部統制推進に関する体制等について」を定め、内部統制の推進及び体制整備に関する重要事項を審議する委員会として内部統制委員会を置き、毎月開催される運営会議をもって充てることを定めており、改善の必要があると認める取組がある場合には、当該取組の改善策を内部統制委員会において審議し、常に適切な内部統制体制となるよう継続的に見直しを図ることとしている。業務方法書及び「内部統制推進に関する体制等について」はホームページ上で公表している。 ○業務方法書/nitech.ac.jp ○内部統制推進に関する体制等について/nitech.ac.jp
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		本学は、ホームページ上に「情報公開・提供」のページを設け、法令に基づく情報公開を適切に実施し、多様な者からの理解と支持を得るために透明性を確保している。また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についてもホームページ上に分かりやすく公表するとともに、本学のビジョン・戦略、教育改革、特徴的研究、財務状況等の情報をわかりやすく伝えるため、刊行物（大学概要等）・WEBコンテンツを集約した「名古屋工業大学レポート」を発行するとともに、ステークホルダーを対象とする「教育研究活動報告会」を開催するなど、本学が社会に提供する価値及び存在意義をステークホルダーに理解・共感してもらうための取組を行っている。

		他にも、動画配信やSNS等の情報発信ツールを活用することで、多様な者に、より多くの本学の情報を届けられるよう努めている。 また、プレスリリースを積極的に活用することにより、新聞、雑誌、テレビ等の媒体による情報提供も行っている。 ○法令に基づく情報公開/nitech.ac.jp ○法人経営・大学紹介/nitech.ac.jp ○教育情報（教育・学部・大学院・センター）/nitech.ac.jp/nitech.ac.jp ○研究情報（産学官連携・研究）/nitech.ac.jp ○社会貢献活動（公開講座等）/nitech.ac.jp ○名古屋工業大学レポート/nitech.ac.jp ○ソーシャルメディアアカウント/nitech.ac.jp
補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学では、最新の情報はホームページのトップページ「News & Topics」への掲載、プレスリリースにより公表し、大学概要等の恒常的な情報はホームページ上でカテゴリー毎に掲載、各種刊行物により公表しており、目的、意味を考え、適切な公表内容・方法の選択に努めている。また、ホームページは複数のカテゴリーを設けており、内容別（大学紹介、情報公開・提供、入試案内、教育・学部・大学院・センター、産学官連携・研究、就職・キャリア・学生生活、国際交流）、対象別（受験生、在学生、卒業生、企業・研究者、地域・一般）にまとめたページを作成することで、対象に応じた適切な内容を選択し公表している。 ○名古屋工業大学公式ホームページ/nitech.ac.jp
補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		本学は、ホームページ上において、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報について、次のとおり公表している。 【学生が大学で身につけることができる能力とその根拠】 ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）により本学の卒業・修了生が身につけるべき資質・能力を示し、その目標を達成することを課している。また、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）によりその能力・資質を身につけるための具体的な学修方法・学修課程、学修成果の評価の在り方等を示し、実施している。 【学生の満足度】 学生による授業評価を毎年度実施し、その集計結果を全科目、学年別、所属学科・専攻別、授業科目区分・授業専攻別に公表している。 【学生の進路状況】 学生の進学・就職状況（進学先、進学率、就職先、就職率）を毎年度公表している。 ○ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー/nitech.ac.jp ○学生による授業評価/nitech.ac.jp ○就職・キャリア/nitech.ac.jp
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 1. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報 ○大学概要/nitech.ac.jp ○法人情報/nitech.ac.jp 2. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 ○評価（中期目標・中期計画及び年度計画）/nitech.ac.jp ○監査（事業年度別財務諸表）/nitech.ac.jp 3. 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報 ○事業年度別財務諸表/nitech.ac.jp